

# 「新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例」に対するパブリックコメントの結果

○意見募集期間 平成26年10月17日～11月17日（32日間）

○意見の提出者 7人（団体含む）

○意見の件数 14件

Ⅰ 反映した意見 1件、Ⅱ 一部反映した意見 1件、Ⅲ 既に記載済みのもの 5件、

Ⅳ 今後の検討課題とするもの 5件、Ⅴ その他記述を変更しなかったもの 2件

## ○意見の内容及び対応

No.	関係する主な条文等	内容	対応	反映状況
1	条例全般	クマ、イノシシ、サルなどの野生鳥獣が、人間の生活区域にまで進出し、様々な被害をもたらす。時には、人命をも奪う事件を起こしている。鳥獣に関する法律も管理に力を入れるために改正されたと聞いており、新潟県でも、この特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例を制定して被害をもたらしている特定野生鳥獣をしっかりと管理し、そして、有効活用にも力を注いで、人と野生鳥獣が真に共生する地域づくりを進めて欲しい。	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザルなど特定野生鳥獣の被害状況を踏まえ、その管理及び有効活用に取り組み、人と野生鳥獣が真に共生する地域づくりを進めることにより、県民の良好な生活環境の確保及び活力に満ちた地域社会の実現を図ってまいります。	Ⅲ
2	条例全般	クマやイノシシ、サル等による被害が多くあり、困っていることから、特に、人間に危害を及ぼす鳥獣は、積極的に管理すべきである。この条例に期待している。	ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザルなど特定野生鳥獣の被害状況を踏まえ、その管理のみならず、有効活用にも取り組み、人と野生鳥獣が真に共生する地域づくりを進めることにより、県民の良好な生活環境の確保及び活力に満ちた地域社会の実現を図ってまいります。	Ⅲ
3	条例全般	私が住んでいる中山間地域では、イノシシによる農林産物への被害が深刻である。イノシシは住宅周辺など人間の生活圏にも分布を広げており、農林産物被害だけではなく人的被害や希少野生植物等の自生地も踏み荒らされて生態系への影響も懸念される。原因は過疎化や高齢化による耕作放棄地の増加や里山の荒廃などによるものと考えられるが、野生動物の被害の拡大は農林業者の生産意欲の低下や耕作放棄地のさらなる拡大に繋がることから、対策を講ずる必要がある。	ご意見としていただいたイノシシによる被害状況の生の声を踏まえ、イノシシをはじめとする特定野生鳥獣の管理及び有効活用に取り組み、人と野生鳥獣が真に共生する地域づくりを進めることにより、県民の良好な生活環境の確保及び活力に満ちた地域社会の実現を図ってまいります。	Ⅲ
4	第2条定義	山間部に住んでいる知人から、タヌキとハクビシンによる農作物などへの被害が深刻だと聞いているので、タヌキとハクビシンも特定野生鳥獣に加えて、しっかりと管理して欲しい。	ご意見を反映させていただき、特定野生鳥獣に、タヌキとハクビシンを加えました。	Ⅰ
5	第2条定義 附則 検討条項	新聞によれば、カワウによる川魚の被害が大きな問題になっているので、カワウ対策をきちんと行って欲しい。また、カラスやムクドリも農作物などへの被害を出していると聞いているので、この2つの鳥も特定野生鳥獣に加えて欲しい。ただ、鳥は空を飛ぶため、管理することが鳥に比べ難しいと思うので、同じ鳥のカワウで管理のノウハウを蓄えてから、特定野生鳥獣に加えた方が効果的かもしれないので、ともかく、いろいろな視点から、そして、条例が制定されてからも、その時々状況を踏まえて、特定野生鳥獣の選定を行って欲しい。	この度、提案する条例の特定野生鳥獣には、カラスとムクドリは入っておりませんが、ご意見を踏まえ、条例施行後、3年を経過した場合において、条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしており、この条項を踏まえ、さらには、よりきめ細かい対応として、必要に応じ、その時々状況を踏まえ、特定野生鳥獣の定義をはじめ条例の見直し作業を行ってまいります。	Ⅱ
6	第2条定義	動物による被害や危害は、その原因が人為的なものによるものが大きいことから、森林整備等の動物に優しい環境整備を先に行うべきであり、結果して人間にも優しい環境が得られることとなる。そこで、「人為的にその生息数を適正な水準に減少させ、またはその生息地を適正な範囲に縮小させる」とあるが、「その生息地を適正な範囲に縮小させることを第一とするが、それが無理な場合は人為的にその生息数を適正な水準に減少させることとする」に定義を変更して欲しい。	定義の文言については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年5月30日公布）との整合性等を考慮し、ご意見を反映した変更は行いませんでしたが、ご意見については、条例の前文に記した「人と野生鳥獣が真に共生する地域づくり」の精神に合致するものであり、施策の推進にあたっては、ご意見の趣旨を踏まえた対応を行ってまいります。	Ⅴ
7	第2条定義	「人為的にその生息数を適正な水準に減少させ、またはその生息地を適正な範囲に縮小させる」とあるが、特定野生鳥獣は「生物どうしの食う食われるの関係（食物連鎖）」で、他の生物と複雑な網目状に繋がっており、その生活空間の場所的地位と食物連鎖上の地位（生態的地位）を獲得して生息しているため、生息数の減少や生息地の縮小という管理方法だけでは、その減少分や縮小分の生態的地位の隙間に別の種が入り込み特定野生鳥獣となる可能性が大きいことから、生態的地位を調整する対策が必要である。よって、「人為的にその生息地を適正な範囲及び環境に調整し、その生息数を適正な水準に調整する」に定義を変更して欲しい。	定義の文言については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年5月30日公布）との整合性等を考慮し、ご意見を反映した変更は行いませんでしたが、施策の推進にあたっては、いただいたご意見を踏まえ、生態的地位を調整する対策についても考慮のうえ、対応してまいります。	Ⅴ
8	第8条 財政上の措置	狩猟免許準備の人のためのインセンティブを高めるために、予算措置を先行させる必要がある。	特定野生鳥獣の管理に携わる者の確保及び資質の向上は重要な課題であり、今後、財政措置を含め、どのような手法を用いれば、効率のかつ効果的に、その実現を図ることができるか等について、様々な角度から検討してまいります。	Ⅳ

9	第9条 施策の推進	基本的な考えとして、狩猟や有害鳥獣捕獲による「個体数調整」、農地への防護柵（電気柵等）設置などの「被害防除対策」、イノシシの好適な生息地となっている耕作放棄地の解消（町内会等による里山への再認識及び再整備）などの農林産物被害の軽減につながる「生息環境整備」に努めることが肝要である。	いただいたご意見を踏まえ、特定野生鳥獣の「個体数調整」、「被害防除対策」、「生息環境整備」等に取り組んでまいります。	Ⅲ
10	第9条 施策の推進	今年は、クマの出没が多く、中間地域に住むお年寄り等が丹精込めて育てた野菜や果物が収穫間際に食べ尽くされる被害が多く発生しており、耕作者の落胆が大きく、また、人的危害も発生していることから施策の推進に、「人命の安全を確保するため、人に危害を加える恐れのある獣が居住地、耕作地に出没したときの駆除に関すること」や「農作物の被害防止のための対策に関すること」を明記して欲しい。	いただいたご意見については、その趣旨を踏まえた条文が既に盛り込まれているため、施策の推進には加えませんでした。野生鳥獣からの人命確保、さらには、地域の活力に多大な影響を及ぼす農作物被害への対策は重要であり、今後とも、積極的な対応に努めてまいります。	Ⅲ
11	第9条 施策の推進	人為的に特定の有害鳥獣を適正な水準に減少させるためには、狩猟は有効な対策であるが、狩猟者の高齢化が進み、狩猟免許所持者が年々減少傾向にあり対応が必要である。	特定野生鳥獣の管理に携わる者の確保及び資質の向上は重要な課題であり、今後、どのような手法を用いれば、効果的かつ効率的に、その実現を図ることができるか等について、様々な角度から検討してまいります。	Ⅳ
12	第9条 施策の推進	直接被害を受ける農林業を営む者等が、狩猟免許を取得しやすいように支援を行うとともに、新規免許取得者の捕獲技術の向上と安全の確保に向けて猟友会と連携した捕獲技術指導講習会等を実施すること。併せて、農林業者による耕作地周辺で農を用いた自衛のための捕獲を促進することが必要である。	特定野生鳥獣の管理に携わる者の確保及び資質の向上を推進するにあたり、今後、ご意見を踏まえた施策の実現について、様々な角度から検討してまいります。	Ⅳ
13	第9条 施策の推進	クマが出没するところには、猟犬等のクマなどが恐れる動物等を配置し近づけないようにする必要がある。	ツキノワグマをはじめとする特定野生鳥獣の管理については、いただいたご意見をはじめ、どのような手法を用いれば、効率のいい効果的に、その実現を図ることができるか等について、様々な角度から検討してまいります。	Ⅳ
14	第9条 施策の推進	捕獲個体の資源としての有効活用として、イノシシ肉を使った料理を中山間地域の特産物とする。野生鳥獣の肉は、適切な処理が衛生上必要とされるので、捕獲者と処理業者の双方の取り扱いについて十分な配慮が必要である。	捕獲等をした特定野生鳥獣の有効活用の一つとして、食品等への活用が想定されており、いただいたご意見を踏まえ、今後、有効活用による新たな付加価値を生み出す取組を推進し、地域の活力の向上に寄与することができるよう検討してまいります。	Ⅳ

◎ 条例案の公表方法等

- (1) 自由民主党新潟県支部連合会ホームページへの掲載 (2) 自由民主党新潟県支部連合会における資料の閲覧及び配布  
(3) 市町村長、市町村議長及び県内各種団体への資料の配布 (4) 条例案に対する意見募集の周知(10月30日新潟日報朝刊掲載)